

## 実技編 第 7 章 ライフプランニングと資金計画

以下、青字の個所を修正しました。

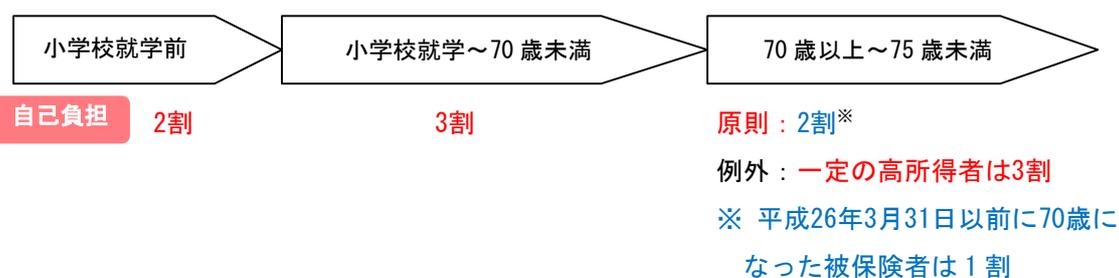
### 【改正ポイント①】 (205ページ)

#### 6 解説

##### (3) 療養の給付

— 略 —

##### ▼療養の給付



### 【改正ポイント②】 (209ページ)

#### 8 解説

##### (1) 国民年金の保険料

被保険者ごとに国民年金保険料の納付の取り扱いが異なります。

##### ▼国民年金の保険料

第1号	保険料は月額15,250円（平成26年度）を翌月末までに納付します。なお、保険料の金額は毎年度変動します。 ・納付書による現金払いのほか、口座振替やクレジットカード、電子納付も認められている ・1年分または6か月を前納することも可能で、保険料の割引を受けることができる
-----	--

【改正ポイント③】 (211 ページ)

9 解答

問題 1

— 略 —

$$786,500 \text{ 円 (平成 25 年度)} * \times \frac{444 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} \doteq 727,500 \text{ 円}$$

※平成 26 年 4 月以降は 772,800 円に減額されます。問題を解くにあたっては、  
786,500 円を使用してください

【改正ポイント④】 (213 ページ)

10 解答

問題 1

— 略 —

$$786,500 \text{ 円 (平成 25 年度)} * \times \frac{401 \text{ 月} + (36 \text{ 月} \times 1/3)}{480 \text{ 月}} \doteq 676,700 \text{ 円}$$

※平成 26 年 4 月以降は 772,800 円に減額されます。問題を解くにあたっては、  
786,500 円を使用してください

【改正ポイント⑤】 (217 ページ)

12 解説

(3) 障害基礎年金の年金額

▼障害基礎年金の年金額 (平成26年4月～)

1級	772,800円 × 1.25
2級	772,800円 (=老齢基礎年金の満額)

【改正ポイント⑥】 (220 ページ)

13 解説

(2) 遺族基礎年金の年金額

遺族基礎年金の年金額は、老齢基礎年金の満額と同額の786,500円（平成25年度、平成26年4月以降は772,800円に減額されます。）となっており、子のある妻にはさらに「子の加算」があります。

▼子の加算額（平成26年4月～）

子2人目まで	子1人につき、222,400円
子3人目以降	子1人につき、74,100円